

府子本第 2 2 8 号
雇児保発 0 4 0 6 第 1 号
平成 29 年 4 月 6 日

各 都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府 子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について

私立保育所に対する委託費の経理等の運用については、「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 256 号、雇児保発 0903 第 2 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び私立保育所を運営する法人等に対し、周知が図られるよう配慮願いたい。